

阿部 静枝

母性保護監督、金子しげり

大妻高等女學校長 大妻コタカ

文化學院教授

河崎ナツ

日本女子大學教授

高良富子

大森區新井宿六ノ六一三

竹内茂代

東京女子醫學專門學校長

吉岡彌生

東京市結婚相談所長

田中孝子

働く婦人の家 奥むめを

海外婦人協會 杉谷すが子

日滿帝國婦人會 西尾好子

大日本青年團保健厚生部 金子てい

警察官家庭婦人協會家庭學校 本田トヨ

東京婦人會館 金子眞子

厚生省優生結婚相談所長 安井洋

厚生科學研究所 吉益脩夫

同 中川友長

岡崎文規

同 林芳稔

同 吉田潤一

同 藤木幹一

同 古屋芳雄

同 小林清次

厚生省人口局長 武井群嗣

厚生技師

厚生省人口局母子課長 伊藤藤

厚生大臣官房文書課長 小林尋

厚生省人口局母子課長

厚生大臣官房文書課長

厚生省人口局經濟課長 床次徳二

厚生省預防局預防課長 勝俣

厚生省生活局生活課長 青柳秀夫

厚生事務官 伊藤一

厚生事務官 神谷秀夫

厚生技師 宇田川與三郎

厚生省嘱託 瀬木三雄

厚生省の各地方長官に對する結婚獎勵に關する通牒

厚生省人口局に於て結婚獎勵協議會を開催せることに就いては前項所報の如くであるが、之に引續き厚生省に於いては昭和十六年十月二十七日次官通牒を以て結婚獎勵に關する各地方長官宛通牒を行つた。之を摘要すれば次の如くである。

結婚獎勵に關する件通牒

(昭和十六年十月二十七日)

結婚の獎勵に關しては襄に閣議決定の人口政策確立要綱に於ても種々決定の次第も有之候處男女の婚期益

益遲延せんとするの情況に鑑み結婚促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務と被存候に就ては差當り左記事項御留意の上地方の實情に即し適正なる措置を講じ以て結婚の獎勵の實を擧ぐる様何分の御配慮相煩度

第一 結婚思想の普及啓發に關する事項
結婚に關する正しき思想を普及啓發することは結婚獎勵の基本要件なるを以て結婚は家族繁榮の根幹、國家興隆の基礎たる所以を徹底せしめ成るべく速に健全なる結婚をなすやう獎勵すること而して右に關しては特に左の事項を強調すること

一 適齡結婚の普及を圖ること
近時に於ける晩婚の傾向の根柢には青年男女の結婚後の生活に對する過度なる文化的要求及徒らな憂慮あり、之が爲に結婚を遅延する傾向渺から

また右組合員の子女の結婚後は右子女が代つて組合員となり之を甲組合員とする。會費として毎月一人金十錢の強制貯金を行はしめ、將來出生兒の學資とさせることとする。甲組合員に對しては子女の新世帶創設資金として二百圓までの金額を融資し、結婚後八年以内に三人以上の出産ありし場合は右貸付額を半減せしめる外、子供の出産毎に祝金として金五十圓を贈るといふのが其の大綱で、その他新家庭の住宅斡旋もするといふ興味ある計畫であつた。

ざるを以て結婚に關する質實眞摯なる氣風を振作し成るべく速に結婚して勞苦と共に健全なる家庭を築き以て優良なる次代國民を多數育成するやう指導すること之が爲成るべく男子は二十五歳、女子は二十一歳までに結婚するやう獎勵すること

一 健全なる結婚の普及を圖ること
結婚は單に當事者間の問題に止らず長く子孫の繁榮に資するものなるを以て配偶者の選擇に當りては相手の心身の健康に重きを置き外面的條件に拘泥することなきやう誘導すること尙之が爲には成るべく結婚前相互に健康證明書を交換し悪質なる遺傳病者或は性病者等との結婚を避くるやう指導すること

二 健全なる結婚の普及を圖ること

結婚は單に當事者間の問題に止らず長く子孫の繁榮に資するものなるを以て配偶者の選擇に當りては相手の心身の健康に重きを置き外面的條件に拘泥することなきやう誘導すること尙之が爲には成るべく結婚前相互に健康證明書を交換し悪質なる遺傳病者或は性病者等との結婚を避くるやう指導すること

三 結婚の獎勵及斡旋を目的とする施設をなすやう獎勵すること

一般の結婚相談、指導及斡旋に努むる爲市區町村に對し結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設くるやう獎勵すること
四 結婚斡旋施設相互間の聯絡の方途を講ずること
結婚斡旋の圓滑を期する爲結婚斡旋施設相互間の聯絡を目的とする會合、組織等に付適當なる措置を講すること

五 彎還軍人並に傷痍軍人の結婚に關しては固り尙左の者の結婚に付ては特に適當なる方法を講ずること

結婚に關する諸種の迷信が今尙世上に跋扈して結婚の成立を妨げつあることは寃に遺憾なるを以て合性、年廻り、丙午、方位の吉凶、日の吉凶等科學的に何等根據なき荒唐無稽の迷信に捉はるる弊風は速に打破するやう努めること

第一 結婚の獎勵及斡旋に關する事項

結婚の促進を圖る爲結婚の指導、獎勵及斡旋に關し左の方法を講ずること

一 一般に結婚の獎勵及斡旋の風を盛んにすること
國民一般並に各種團體等に對し國策に協力するの主旨を以て結婚の獎勵及斡旋に心掛くるやう指導すること

二 事業場等に於ける結婚斡旋施設の設置を獎勵すること

會社、銀行、工場、礦山其の他相當多數の從業員

を有する事業場等に對し從業員又は其の家族の結婚の獎勵及斡旋を目的とする施設をなすやう獎勵すること

三 公共團體に對し結婚相談施設の設置を獎勵すること
一般の結婚相談、指導及斡旋に努むる爲市區町村に對し結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設くるやう獎勵すること

四 結婚斡旋施設相互間の聯絡の方途を講ずること
結婚斡旋の圓滑を期する爲結婚斡旋施設相互間の聯絡を目的とする會合、組織等に付適當なる措置を講すること

厚生省生活局の住宅調査の施行

厚生省生活局に於ては昭和十六年十一月一日現在を期し六大城市を始め全國二十四市に於て住宅調査を施行することとなつたが、今回調査は資源調査法に基く最初の大規模な調査で、住宅難の聲高き現在人口問題研究上の一資料としてもその集計結果は期待せらるるところ極めて大きい。本調査に關する調査規則は次の如く、本調査に使用せらるる調査票は別掲の如くである。

昭和十六年住宅調査規則

(昭和十六年九月一日)
(厚生省令第四十二號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ昭和十六年住宅調査規則左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ住宅トハ住居用建物ヲ謂フ

第二條 昭和十六年住宅調査ハ昭和十六年十一月一日

現在ニ於テ別表ニ掲タル地域ニ現在スル住宅ニ付其ノ用途、規模及居住者ノ居住状態等ヲ調査ス